

## 浜松市博物館観覧料の減免に係る審査基準及び処分基準

### (目的)

第1条 この要綱は、浜松市博物館条例(昭和54年浜松市条例第34号。以下「条例」という。)11条に基づく観覧料の減免に係る処分及び不利益処分を行うに当たっての審査基準及び処分基準を定めることにより、処分の公正の確保と透明性の向上を図り、もって条例の適正かつ円滑な執行を行うことを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、条例及び浜松市博物館条例施行規則(昭和54年浜松市教育委員会規則第3号。以下「規則」という。)に定めるところによる。

### (観覧料の後納に係る審査基準)

第3条 条例第7条第2項に規定する「市長が特別の理由があると認めるとき」とは、次に掲げる場合をいう。

- (1) 国又は地方公共団体が観覧料を納付する場合
- (2) 旅行社又は共済組合等の団体が事前の契約により後納する場合

### (観覧料の減免に係る審査基準)

第4条 条例第11条に規定する「特別の理由があると認めるとき」とは、規則第6条に定める場合のほか、浜松市博物館観覧料の減免措置に関する要綱第4条に定める場合をいう。

### (観覧料の還付に係る審査基準)

第5条 条例第12条に規定する「特別の理由があると認めるとき」とは、次に掲げる場合をいう。

- (1) 天災、事故等により、博物館の施設の観覧が困難となった場合

### 附 則

この要綱は、平成18年12月1日から施行する。